

入札説明書

この入札説明書は、本件契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 件名

運営体制構築支援事業（ホームページの作成）

(2) 調達案件の仕様

仕様書による

(3) 契約期間

契約日の翌日から 2026 年 3 月 13 日

(4) 入札方法

ア 紙入札による。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) この手続きの開始の日から入札書の提出日までの間において、愛知県から、入札参加資格（指名）停止を受けていない者であること。

(3) この手続きの開始の日から入札書の提出日までの間において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この手続きにおいて、単独の個人若しくは法人又は他の共同企業体の構成員として、重複して参加していない者であること。

(5) この広告の日から過去 5 年以内に、当該業種と同種の実績を有し、当該業務を誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、様式 1 により一般競争入札参加資格確認申請書をメールにより提出しなければならない。また、メール到着確認を電話にて必ず行うこと。

一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限、提出場所及び提出方法は、別添入札公告のとおりとする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

提出期間内に一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

4 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員の説明を求めることができる。疑義のある場合は、任意様式（回答欄を設けたもの）に記入し、以下の提出期限までにメールで送信すること。また、メール到着確認を電話にて必ず行うこと。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

提出期限 2025年12月1日（月）午前9時から2025年12月4日（木）午後5時までの間

メール info@aichi-sports.or.jp

(2) 入札参加者又はその代理人は、様式2により入札書を作成し、入札書の受領期限までに、持参又は郵送により提出しなければならない。郵送の場合は、郵送した旨を電話にて連絡すること。

加入電話、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札にかかる文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札書の提出期限及び提出場所は、別添入札公告のとおりとする。

(5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印（使用印鑑届により届け出のもの。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

(6) 入札書提出の際には入札金額の内訳を記載した内訳書を合わせて提出すること。

(7) 入札書および内訳書は、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に住所及び氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「12月17日開札〔運営体制構築支援事業（ホームページの作成）〕の入札書在中」と朱書し、郵便又は信書便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて封印のうえ、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「12月17日開札〔運営体制構築支援事業（ホームページの作成）〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならぬ。

ただし、入札金額の訂正是認めない。

(9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(10) 入札参加者又はその代理人は、入札書と同時に様式3による誓約書を提出しなければならない。

また、代理人による場合にあっては様式4による委任状も同時に提出しなければならない。

また、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しも同時に提出しなければならない。

(11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(12) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算

した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (13)入札参加者又はその代理人は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (14)入札案内等により一般競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、開札時に入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (15)開札の日時及び開札の場所は、別添入札公告のとおりとする。
- (16)開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。入札参加者は、代理人を出席させることは、様式4による委任状を持参させなければならない。
- (17)入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18)開札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19)入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (20)入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか開札場を退場することはできない。
- (21)開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者
- (22)入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (23)開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。
なお、再度入札において入札書を提出する場合であつて、入札の権限者（入札参加者又はその代理人）が初度入札と違う場合には、(10)に基づき誓約書を提出しなければならない。
 - ア 再度入札は、原則として1回とする。
 - イ 初度入札が無効となった者は、再度入札には参加できないものとする。
 - ウ 初度入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。

この場合において入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

5 入札保証金

入札保証金の納付については、免除する。

6 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに持参又は郵送により、入

札辞退届を提出するものとする。

7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

8 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の資格を有しないものがした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所に到着しない入札
- (3) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札
- (6) 記名及び押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札

10 落札者及び落札価格の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 本件調達の入札において、有効な入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 を加算した金額を落札価格とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
この場合において、当該入札をした者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、落札者とされなかった入札参加者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

ただし、開札に立ち会った入札者には、開札の場所において、口頭で通知することでこれにかえる。

- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

11 契約保証金

契約保証金の納付については、免除する。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失うこととなる。
- (3) 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当した場合は、原則として契約を締結しないものとする。
- (4) 公益財団法人愛知県スポーツ協会理事長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

13 異議の申立

入札をした者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び添付書類についての不明及び履行場所の状況等の不明・未確認を理由として異議を申し立てることはできない。

14 その他

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び添付書類を熟考の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関する照会先は、別添入札公告のとおりとする。
- (4) 談合、贈賄等により生ずる損害の賠償について、談合等の不正な事実が判明した場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害等を受けた場合は、速やかに報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、競争入札による契約において、契約の相手方としない措置を講じることがある。